

証券コード 6027

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区六本木四丁目1番4号

弁護士ドットコム株式会社

代表取締役社長兼CEO 元 榮 太 一 郎

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月23日（火曜日）午前10時（開場 午前9時半） |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・カンファレンス
（ミッドタウン・タワー4階）Room 7
※ミッドタウン・イーストの東京ミッドタウン・ホールとは異なりますのでご注意ください。
※2025年の定時株主総会会場から変更はありませんが、2026年3月の臨時株主総会会場とは異なりますのでご注意ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">1. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役の報酬等の額改定の件 |

定時株主総会はインターネットにてライブ配信いたします。詳細は5ページをご参照ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.bengo4.com/corporate/ir/library/stockholder-meeting>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「弁護士ドットコム」または証券「コード」に「6027」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以 上

- ~~~~~
- ◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権はインターネットまたは書面の郵送にて行使することも可能です。2026年6月22日（月曜日）午後7時までに行使してくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎書面交付請求をした株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎定時株主総会終了後の経営説明会の開催はございませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ご出席者へのお土産はご用意しておりません。ご了承いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎その他、株主様へご案内すべき事項が発生した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bengo4.com/corporate/ir/library/stockholder-meeting/>）にてお知らせしますので、ご確認くださいよう、お願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

<議決権を行使くださいますようお願い申し上げます>

▶ 下記4つの方法がございます。



● 郵送によるご行使

行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後7時

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



● スマートフォンによるご行使

行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後7時

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取りいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



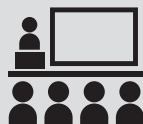
● インターネット（パソコン）によるご行使

行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後7時

当社の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://evote.tr.mufig.jp/>



● 株主総会へのご出席

株主総会開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

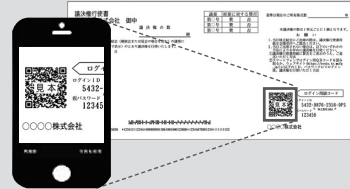
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

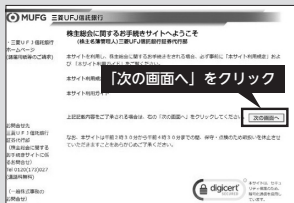
同封の議決権行使書副票の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

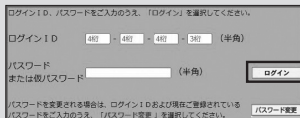


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

- ご注意事項**
- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるものの有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
 - (2) 議決権行使のお取り扱い
1. 書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等によって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (3) システムに関する条件
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ
（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：
午前9時から午後9時まで

インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※視聴用ウェブサイトは、開始時刻30分前からご覧いただけます。

2 ご視聴方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むいずれかの方法により、視聴用ウェブサイトにアクセスしてください。

<https://6027.ksoukai.jp>



- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のログインIDおよびパスワードを入力してください。

- ・ログインID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（8桁の半角数字）
- ・パスワード：議決権行使書用紙に記載されている株主様の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）

3 議決権行使

ライブ配信を視聴される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。そのため、当日は議決権を行使できませんので2026年6月22日（月曜日）午後7時までに書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。なお、上記のとおり株主番号はログインIDとなっておりますので、書面行使される場合、議決権行使書に記載された株主番号は必ずお手元にお控えください。

4 株主総会当日のお問い合わせ先

株主総会当日につきましては、専用のコールセンターを用意いたしますので、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

TEL 03-6833-6276

5 その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) ライブ配信の視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) ライブ配信をご視聴いただけるのは、当社株主名簿（2026年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。また、ライブ配信をご自身で撮影し、SNS等で公開する等の二次利用は固くお断りしております。
- (5) ライブ配信の運営につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

(<https://www.bengo4.com/corporate/ir/library/stockholder-meeting/>)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各国の通商政策等の影響を受けつつも、海外経済の成長や緩やかな金融環境、政府の経済対策に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、各国の通商政策等の影響を受けた海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社グループは、“「プロフェッショナル・テック」で、次の常識をつくる。”をミッションとして、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」、企業法務ポータルサイト「ビジネスロイヤーズ」等を通じたインターネットメディアの運営、ならびに判例データベース「判例秘書」等の専門家向けサービスを提供するプロフェッショナル支援事業と、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」の提供を行うクラウドサイン事業を展開しております。

また、2025年5月には法務領域に特化したAIエージェント「リーガルブレイン エージェント」をリリースし、法務に携わる専門家の業務効率化を強力に支援するとともに、ミッションである“「プロフェッショナル・テック」で、次の常識をつくる。”の実現を一層加速させております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は16,288百万円（前年同期比15.7%増）、営業利益2,204百万円（前年同期比58.7%増）、経常利益2,197百万円（前年同期比56.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,510百万円（前年同期比43.9%増）となりました。

報告セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(プロフェッショナル支援事業)

プロフェッショナル支援事業では、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」、企業法務ポータルサイト「ビジネスロイヤーズ」等を通じたインターネットメディアの運営と、登録弁護士向け業務支援サービスや判例データベース「判例秘書」をはじめとした専門家の業務効率化を支援するサービスの提供を行っております。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユー

ザビリティの向上に注力するとともに、「判例秘書」および「弁護革命」との連携を強化することで弁護士向けのプロダクト開発に努めました。その結果、当連結会計年度末時点の会員登録弁護士数が29,699人（前年同月比2.9%増）、弁護士支援サービスの有料会員登録弁護士数が14,722人（前年同月比0.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,531百万円（前年同期比6.1%増）、セグメント利益は1,873百万円（前年同期比22.8%増）となりました。

（クラウドサイン事業）

クラウドサイン事業では、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」の提供を行っております。積極的な人材採用による開発体制・営業体制の強化、および各種媒体への広告出稿等を通じて、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努めました。その結果、当連結会計年度の契約送信件数は11,745,682件（前年同期比16.5%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,756百万円（前年同期比25.6%増）、セグメント利益は2,966百万円（前年同期比49.3%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、921百万円であり、その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが847百万円であります。

（3）資金調達の状況

当社グループは、株式会社日本リーガルネットワークの全株式を取得する資金およびその後の運転資金として、当連結会計年度に金融機関から730百万円の資金調達を行いました。

（4）対処すべき課題

当社グループは、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

① 収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社グループは「弁護士ドットコム」における弁護士支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

また、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」については、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努め、電子契約の普及・市場拡大に貢献することにより、企業および個人の生産性向上、コンプライアンスの強化を実現することで、収益の拡大を図ってまいります。

② システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社グループはインターネットサービスを展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可能となるように努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な新卒および中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期 当連結会計年度
	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)	(2026年3月期)
売 上 高	— 千円	11,323,742 千円	14,072,375 千円	16,288,355 千円
経 常 利 益	— 千円	1,315,648 千円	1,405,614 千円	2,197,457 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	— 千円	837,671 千円	1,049,450 千円	1,510,433 千円
1株当たり当期純利益金額	— 円	37.62 円	46.69 円	66.68 円
総 資 産	— 千円	10,164,424 千円	11,296,992 千円	13,381,133 千円
純 資 産	— 千円	4,157,610 千円	5,438,960 千円	7,209,714 千円
1株当たり純資産額	— 円	183.87 円	238.22 円	311.18 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第19期より連結計算書類を作成しておりますので、第18期の各数値は記載しておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 エル・アイ・シー	20,000千円	100%	判例データベース「判例秘書」の開発 および提供
株式会社E0C.com	10,000千円	(100%)	判例データベース「判例秘書」の販売

- (注) 1. 議決権比率の()は、間接所有割合を示しております。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社エル・アイ・シー
特定完全子会社の住所	東京都港区南青山二丁目6番18号
当社における特定完全子会社の 株式の帳簿価額	3,303,745千円
当社の総資産額	12,719,965千円

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
プロフェッショナル支援事業	「弁護士ドットコム (bengo4.com)」 「税理士ドットコム (zeiri4.com)」 「判例秘書」 「ビジネスロイヤーズ」 「リーガルブレイン」等の提供および運営
クラウドサイン事業	「クラウドサイン」の提供

(注) 当連結会計年度より事業区分について「メディア事業」および「IT・ソリューション事業」から、「プロフェッショナル支援事業」および「クラウドサイン事業」に変更しております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区六本木四丁目1番4号
大阪支社	大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号

(注) 2026年5月に大阪支社を大阪堂島支社と名称変更し、大阪西天満支社を開設いたしました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
639名	47名増	36.9歳	3.8年

セグメントの名称	従業員数
プロフェッショナル支援事業	235名
クラウドサイン事業	268名
全社（共通）	136名
合計	639名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）は管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,692百万円
株式会社みずほ銀行	533百万円
株式会社横浜銀行	506百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年12月4日に東京証券取引所の東証グロース市場から東証プライム市場へ市場区分を変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 48,000,000株

(2) 発行済株式の総数 22,867,600株

(3) 株主数 10,572名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
Authense Holdings 合 同 会 社	9,824,900	42.97
元 榮 太 一 郎	4,574,375	20.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,269,100	5.55
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	512,700	2.24
THE BANK OF NEW YORK 133652	480,100	2.10
THE BANK OF NEW YORK 133595	380,200	1.66
JP MORGAN CHASE BANK 385839	358,900	1.57
THE BANK OF NEW YORK 133612	332,800	1.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	294,300	1.29
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	256,400	1.12

(注) 1. 持株比率は自己株式1,522株を控除して計算しております。

2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2026年3月31日現在）

		第21回新株予約権	第22回新株予約権
発行決議日		2025年7月16日	2025年7月16日
新株予約権の数		63個	27個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 6,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		2027年7月1日から 2032年7月27日	2027年7月1日から 2032年7月27日
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
使用人等の保有状況	当社使用人	新株予約権の数 63個 目的となる株式の数 6,300株 保有者数 3名	新株予約権の数 27個 目的となる株式の数 2,700株 保有者数 3名

		第23回新株予約権
発行決議日		2025年7月16日
新株予約権の数		34個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 3,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		2027年8月1日から 2032年7月27日
新株予約権の主な行使条件		(注)
使用人等の保有状況	当社アドバイザー	新株予約権の数 34個 目的となる株式の数 3,400株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ① 所定の業績目標を達成することを要するものとします（第21回および第22回新株予約権のみ）。
- ② 第21回および第22回新株予約権においては、割当日において当社もしくは当社関係会社の取

締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。

第23回新株予約権においては、行使期間において、当社との間で締結したアドバイザリー契約に基づき業務を遂行していた月数を24で除して得られる割合を上限として新株予約権を行使することができるものとします。

- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができないものとします。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
元 榮 太一郎	代表取締役社長 兼CEO	弁護士法人Authense法律事務所 代表社員 Authense Consulting株式会社 代表取締役 一般社団法人日本プロフェッショナルテック協会 代表理事 Authense Media株式会社 代表取締役
内 田 陽 介	取 締 役 会 長	-
澤 田 将 興	取締役執行役員	株式会社エル・アイ・シー 代表取締役 株式会社EOC.com 代表取締役
石 丸 文 彦	取 締 役	株式会社アコード・ベンチャーズ 代表取締役
村 上 敦 浩	取 締 役	株式会社カクコム 代表取締役
上野山 勝 也	取 締 役	株式会社PKSHA Technology 代表取締役
塩 野 紀 子	取 締 役	キリンホールディングス株式会社 取締役 日本郵政株式会社 取締役
唐 樋 和 明	常 勤 監 査 役	-
須 田 仁 之	監 査 役	カバー株式会社 取締役
阿久津 操	監 査 役	株式会社ココブリーズ 代表取締役 株式会社ジールアソシエイツ 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 田上嘉一氏および根垣昂平氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏および塩野紀子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役唐樋和明氏、監査役須田仁之氏および阿久津操氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役唐樋和明氏は、長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏および塩野紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります（2026年5月1日現在）。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	島 津 忠 昭	専門家プラットフォーム事業本部長
執行役員	高 橋 弘 法	CIA/情報アーキテクト本部長
執行役員	根 垣 昂 平	クラウドサイン事業本部長
執行役員	福 田 慎太郎	プロダクト開発本部副本部長
執行役員	鈴 木 大 介	CSO/リーガルブレイン事業本部長
執行役員	田 村 誠 士	リーガルブレイン事業本部副本部長
執行役員	鬼 頭 伸 彰	CHO/人事本部長
執行役員	田 中 慎 司	CTO
執行役員	杉 田 圭	プロダクト開発本部長
執行役員	田 口 修	クラウドサイン事業本部副本部長
執行役員	稲 垣 有 二	リーガルブレイン事業本部副本部長
執行役員	川 端 貴 幸	CDO/データ本部長
執行役員	前 谷 香 介	CL0/コーポレート推進本部長

(注) CIA: Chief Information Architect
CDO: Chief Data Officer

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月25日開催の定時株主総会において年額

300,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年9月25日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

② 当社の役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬制度を当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現、およびコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけております。このことから当社の役員報酬制度は、以下のポリシーに基づき決定しております。（役員報酬制度のポリシー）

1. 当社のVision・Mission・Way・Souls（注）を体现し、当社グループの短期的・中長期的な企業価値向上と連動する制度である
2. 「弁護士ドットコム」に適う人材を確保できる報酬水準である
3. 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであり、不正を抑制するための仕組みも組み込まれている
4. 財務目標、非財務目標に関わらず各人が目標達成に向けて果敢なチャレンジを促す仕組みが組み込まれている

（注） Vision：まだないやり方で、世界を前へ。

Mission：「プロフェッショナル・テック」で次の常識をつくる。

Way：真なるセンスを磨く。

Souls：ポジティブ魂、チャレンジ魂、愚直魂、インテグリティ魂、感動魂

③ 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要を含む当社の役員報酬制度は以下のとおりであります。

a. 全体像

当社の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と変動報酬としての業績連動賞与（金銭報酬）で構成され、報酬額の水準については、当社が中期で目指す売上規模の国内同業企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しております。なお、業務執行から独立した立場にある取締役会長および社外取締役、監査役は基本報酬のみの支給としております。また、役員退職慰労金制度はありません。

(報酬構成要素と目的)

報酬構成要素		目的・概要
基本報酬 (固定報酬)	執行報酬	業務の執行(職務の遂行)に対する基礎的な報酬 各取締役のミッションやスキル等に応じて設定
	監督報酬	経営の意思決定およびその遂行を監督する職責に対する報酬 常勤取締役については、一律の金額で設定
変動報酬	業績連動賞与	毎期の財務目標・戦略目標の達成を動機づける報酬 目標達成時に支給する額(「基準額」)は基本報酬に対する割合で設定 目標達成度に応じて基準額の0%~200%の範囲内で金銭を支給

(2026年3月期の役員の報酬構成比)

役位	役員報酬の構成比		合計
	基本報酬	年次賞与	
代表取締役社長	50%	50%	100%
取締役会長	100%	—	100%
取締役	90%	10%	100%
社外取締役	100%	—	100%
監査役	100%	—	100%

(注) この表は、業績連動報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり、当社の業績に応じて上記割合も変動いたします。

b. 基本報酬

基本報酬については報酬レンジを設定しております。報酬額は個人のミッション難易度や個人のスキル等をポイント化し、ポイントに応じて総合的に決定しております。難易度の高いミッション設定や個々人のスキルアップ等によって一定の範囲で昇給が可能な仕組みとなっており、基本報酬においても各役員の成果に報いることができるようにしております。

各役員の基本報酬は、前述の基本報酬の算定方法を基に2025年6月24日の取締役会にて代表取締役社長兼CEO元榮太一郎に取締役個人別の基本報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された

決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、社外取締役および監査役については、それぞれの役割に応じて金額を設定した基本報酬のみを支給いたします。

c. 業績連動賞与

業績連動賞与は下表のとおり財務指標である全社売上高および全社営業利益の目標達成率を全役員共通の評価指標とするほか、各役員の担当領域に応じた評価項目を設定し、支給率の変動幅を0%～200%としております。

各役員の業績連動賞与についても、2025年6月24日の取締役会にて代表取締役社長兼CEO元榮太郎に取締役個人別の業績連動賞与額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(業績連動賞与の目標および実績)

評価項目	指標	評価ウェイト（注）1			目標	実績
		社長	取締役			
			直接部門	間接部門		
全社業績	営業利益	40%	5%	30%	2,000百万円	2,204百万円
	売上高	40%	10%	30%	16,111百万円	16,288百万円
	人的資本関連指標	20%	5%	5%	（注）2	
部門業績	管理可能利益	0%	20%	0%	（注）3	
	売上高	0%	25%	0%	（注）3	
	人的資本関連指標	0%	5%	5%	（注）2	
個人目標	個別目標	0%	30%	30%	（注）4	

- (注) 1. 個人別のミッションに応じて調整しております。
2. 2026年3月期においては、従業員エンゲージメントとしておりましたが、期中における当該指標の見直しに伴い、算出に用いておりません。
3. 事業部ごとの目標値および実績値を用いております（複数部門を管掌している場合は、複数部門の合算）。なお管理可能利益については、各事業部門の売上高から直接経費を引いた金額となります。

4. 経営アジェンダのうち、主に中長期で重要なものについて定量目標または定性目標を設定し、達成率を算出しております。

また、持続的成長を実現するための事業基盤の再構築や変革への取組、人的資本経営への取組など財務的な業績数値だけでは測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるために、全役員に対して人的資本関連指標と個別目標を設定しております。

これらを評価指標としている理由は、短期的な利益追求に加えて、中長期的な企業成長を後押しする報酬制度となると判断したからであります。

なお、業績連動賞与は毎年1回支給いたします。

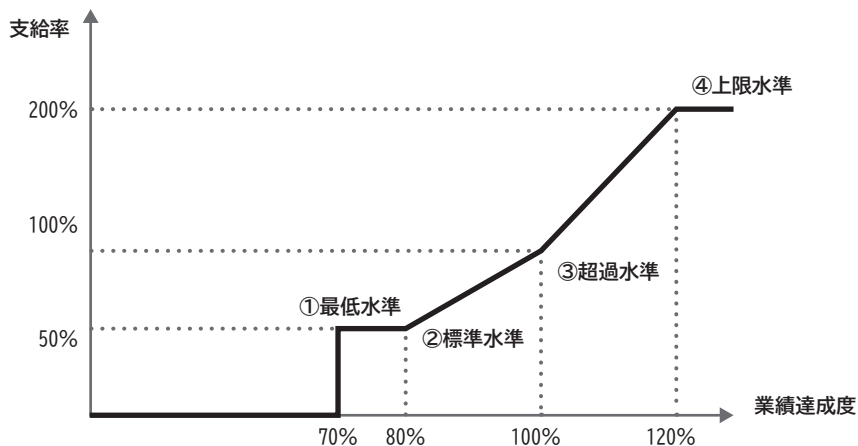
i. 算定対象期間

業績連動賞与の算定対象期間と会計年度は一致しております。

ii. 計算式

業績連動報酬支給額 = 業績連動報酬の基準額 × 業績目標達成度に応じた支給率

iii. 年次賞与の支給率モデル



iv. マルス・クローバック条項

支給対象である役員に企業価値向上に反する行為（次のいずれかに該当）があった場合は、支給額の一部又は全部を減額あるいは返還いたします。

- 1) 重大な会計の誤り、又は不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合
- 2) 故意又は重大な過失による任務懈怠（法令・定款・社内規程への違反、職務執行における善管注意義務・忠実義務違反などを含むが、これに限られない）により、当社に重大な損害を与えた場合
- 3) 不祥事等により取締役会が支給額を失効させることが適当と判断した者
- 4) 会社法に定める取締役の欠格事由に該当することとなったことにより取締役会が支給額を失効させることが適当と判断した者
- 5) その他、支給額を失効させることが適当と取締役会が判断した場合

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	業績連動賞与	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	79,207 (23,550)	70,624 (23,550)	-	8,582 (-)	-	9 (4)
監査役 （うち社外監査役）	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	-	-	-	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 取締役 石丸文彦氏

取締役石丸文彦氏の兼務先である株式会社アコード・ベンチャーズは、当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 取締役 村上敦浩氏

取締役村上敦浩氏の兼務先である株式会社カカコムは、当社との間に特別の関係はありません。

ハ. 取締役 上野山勝也氏

取締役上野山勝也氏の兼務先である株式会社PKSHA Technologyは、当社との間に特別の関係はありません。

ニ. 取締役 塩野紀子氏

取締役塩野紀子氏の兼務先であるキリンホールディングス株式会社および日本郵政株式会社は、当社との間に特別の関係はありません。

ホ. 監査役 唐樋和明氏

監査役唐樋和明氏は、当社以外の会社との兼職はありません。

ヘ. 監査役 須田仁之氏

監査役須田仁之氏の兼務先であるカバー株式会社は、当社との間に特別の関係はありません。

ト. 監査役 阿久津操氏

監査役阿久津操氏の兼務先である株式会社ココブリーズおよび株式会社ジュールアソシエイツは、当社との間に特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 石丸 文彦	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 村上 敦浩	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 上野山 勝也	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 塩野 紀子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 唐樋 和明	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、監査役会16回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 須田 仁之	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、監査役会16回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 阿久津 操	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会16回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役石丸文彦氏は、ベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制がさらに強化されたものと判断しております。

社外取締役村上敦浩氏は、コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制がさらに強化されたものと判断しております。

社外取締役上野山勝也氏は、事業会社における経営経験および専門知識に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制がさらに強化されたものと判断しております。

社外取締役塩野紀子氏は、長年にわたる事業会社における経営経験およびマーケティングに関する深い知見に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制がさらに強化されたものと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93,100千円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である情報セキュリティ監査を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ハ. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。

ニ. 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ホ. 内部監査の担当部署を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

ヘ. 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。

ト. 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務担当部署を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、リスク管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社の遵法体制その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- ロ. 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団における経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部署を定めることとし、当該主管部署は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- ハ. 当社およびその子会社からなる企業集団における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のため、子会社の取締役および使用人の業務執行について、決裁権限基準の整備を行うほか、子会社管理規程を作成して子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする旨定め、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行う。
- ニ. 当社は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- ホ. 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正の確保のために、その担当事項に関して実効性のある統制手段を定め、運用する。
- ヘ. 当社は、子会社の業務の適正性について内部監査を行う。
- ト. 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門および子会社は、関連部門の支援の下で、これを実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、社内通報規程に基づき、監査役に報告する。また、子会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、子会社の社内通報規程に基づき、子会社の監査役を通じて当社の監査役に報告する体制等が整備されている。

- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報規程に定めている。また、子会社においても社内通報規程に基づき、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止している。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- ⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および総務担当部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

財務報告の信頼性を確保するために、内部統制担当部署を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

- ⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

イ、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

ロ、反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- ア) 反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。
- イ) 外部専門機関との連携体制を確立する。
- ウ) 反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対策マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。
- エ) 取引規約に暴力団排除条項を導入する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は15回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は16回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人ならびに内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理およびコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進および迅速な対処のため、リスク管理規程の制定およびリスク・コンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化およびコンプライアンスの遵守に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は優秀な人材の採用等の必要運転資金として内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

② 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>8,525,991</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,770,838</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,199,665         | 短 期 借 入 金              | 250,000           |
| 売 掛 金                  | 2,469,462         | 1年内返済予定の長期借入金          | 630,996           |
| 前 払 費 用                | 824,808           | 未 払 金                  | 1,097,006         |
| そ の 他                  | 105,099           | 未 払 費 用                | 145,054           |
| 貸 倒 引 当 金              | △73,044           | 未 払 法 人 税 等            | 383,095           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,855,142</b>  | 未 払 消 費 税 等            | 263,384           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>150,934</b>    | 前 受 金                  | 853,405           |
| 建 物                    | 71,574            | 賞 与 引 当 金              | 6,999             |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 79,359            | 役 員 賞 与 引 当 金          | 24,792            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,534,290</b>  | そ の 他                  | 116,106           |
| の れ ん                  | 804,044           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,400,579</b>  |
| 技 術 資 産                | 1,217,927         | 長 期 借 入 金              | 1,851,496         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 972,501           | 繰 延 税 金 負 債            | 474,233           |
| ソフトウェア仮勘定              | 289,069           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債      | 72,800            |
| 商 標 権                  | 214,212           | そ の 他                  | 2,050             |
| そ の 他                  | 36,534            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,171,418</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,169,917</b>  | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| 投 資 有 価 証 券            | 492,895           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>7,115,566</b>  |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 34,873            | 資 本 金                  | 50,000            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 418,476           | 資 本 剰 余 金              | 1,206,531         |
| そ の 他                  | 258,545           | 利 益 剰 余 金              | 5,866,519         |
| 貸 倒 引 当 金              | △34,872           | 自 己 株 式                | △7,485            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>13,381,133</b> | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>94,148</b>     |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>7,209,714</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>13,381,133</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額      |            |
|-----------------|----------|------------|
| 売上高             |          | 16,288,355 |
| 売上原価            |          | 3,462,615  |
| 売上総利益           |          | 12,825,739 |
| 販売費及び一般管理費      |          | 10,620,856 |
| 営業利益            |          | 2,204,882  |
| 営業外収益           |          |            |
| 受取利息            | 4,287    |            |
| 持分法による投資利益      | 46,328   |            |
| 受取手数料           | 4,218    |            |
| 雑収入             | 3,114    | 57,950     |
| 営業外費用           |          |            |
| 支払利息            | 19,748   |            |
| 投資事業組合運用損       | 1,098    |            |
| 市場変更費用          | 33,200   |            |
| 雑損              | 11,328   | 65,375     |
| 経常利益            |          | 2,197,457  |
| 特別利益            |          |            |
| 新株予約権戻入益        | 53       | 53         |
| 特別損失            |          |            |
| 固定資産売却損         | 569      |            |
| 固定資産除却損         | 13,559   |            |
| 投資有価証券評価損       | 201,630  | 215,758    |
| 税金等調整前当期純利益     |          | 1,981,752  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 638,075  |            |
| 法人税等調整額         | △166,755 | 471,319    |
| 当期純利益           |          | 1,510,433  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |          | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |          | 1,510,433  |

## 連結株主資本等変動計算書

（2025年4月1日から  
2026年3月31日まで）

（単位：千円）

|                     | 株 主 資 本  |           |           |         |           |
|---------------------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                     | 資 本 金    | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 2025年4月1日残高         | 545,632  | 511,326   | 4,356,086 | △32,075 | 5,380,969 |
| 連結会計年度中の変動額         |          |           |           |         |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 104,056  | 104,056   | －         | －       | 208,113   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | －        | －         | 1,510,433 | －       | 1,510,433 |
| 自己株式の処分             | －        | △8,540    | －         | 24,590  | 16,050    |
| 減資                  | △599,689 | 599,689   | －         | －       | －         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | －        | －         | －         | －       | －         |
| 連結会計年度中の変動額合計       | △495,632 | 695,205   | 1,510,433 | 24,590  | 1,734,597 |
| 2026年3月31日残高        | 50,000   | 1,206,531 | 5,866,519 | △7,485  | 7,115,566 |

|                     | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------|--------|-----------|
| 2025年4月1日残高         | 57,991 | 5,438,960 |
| 連結会計年度中の変動額         |        |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | －      | 208,113   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | －      | 1,510,433 |
| 自己株式の処分             | －      | 16,050    |
| 減資                  | －      | －         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 36,157 | 36,157    |
| 連結会計年度中の変動額合計       | 36,157 | 1,770,754 |
| 2026年3月31日残高        | 94,148 | 7,209,714 |

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社エル・アイ・シー  
株式会社E0C.com

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 SMBCクラウドサイン株式会社

##### (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 技術資産        | 15年                |
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年以内） |
| 商標権         | 10年～15年            |

### (3) 重要な引当金の計上基準

|         |                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金   | ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金   | ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。                              |
| 役員賞与引当金 | ……………役員および執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。                        |

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出型の制度を採用しております。

また、連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはプロフェッショナル支援事業およびクラウドサイン事業を主な事業とし、プロフェッショナル支援事業では、主に法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」、判例データベース「判例秘書」等の提供を行っております。また、クラウドサイン事業では、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。

#### a 弁護士支援サービス

主に、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」を活用した集客支援サービスを提供しております。当社は、弁護士事務所との間で締結した役務提供契約に基づく期間にわたり専用ページを掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって専用ページを掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

また、判例データベース「判例秘書」を提供しております。当社グループは判例秘書サービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### b 有料会員サービス

有料登録を行った会員に対して、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」に投稿されたすべての質問への弁護士回答を閲覧可能にするサービスを提供しております。当社は、有料登録を行った会員に対して、プレミアムサービス利用規約に基づく閲覧サービスを契約期間にわたり提供する義務を負っており、当該契約期間にわたって閲覧サービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### c 税理士支援サービス

主に、税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用し、税理士事務所に対して顧客を紹介することを履行義務としております。パートナー税理士と顧客が契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### d 広告その他サービス

主に、各種媒体に顧客の広告を掲載することで広告収入を得ております。当社は、顧客との契約に基づく期間にわたり広告を掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって広告を掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### e クラウドサイン

契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。当社は、クラウドサインサービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、月額サービスについてはプラン内容や提供機能に応じた月額固定金額を、従量サービスについては送信件数に単価を乗じた金額を、収益として認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

#### (会計方針の変更)

該当事項はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

のれんの評価

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 804,044千円

上記のうち、2024年5月1日付で株式会社弁護革命の株式を取得した際に発生したのれんの当連結会計年度末残高は、159,352千円であります。加えて、2024年8月1日に子会社である株式会社弁護革命を当社を存続会社として吸収合併しております。

##### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### ①算出方法

株式会社弁護革命を取得した際に識別したのれんは、被取得企業の超過収益力として、取得原価と被取得企業における識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。株式の取得原価は事業計画を基に、将来キャッシュ・フローの現在価値から算定された株式価値を基礎として決定しております。

###### ②主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、買収時の事業計画に基づき算出しております。当該事業計画の主要な仮定は、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もった「弁護革命」のライセンス数およ

び割引率であり、これらの仮定を基礎にのれんの評価を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれんの算定に用いた上記の主要な仮定については、不確実性を伴い、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合にはのれんに減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

△204,573千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

22,867,600株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式

33,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、効果的な事業投資を行うための投資計画に照らして必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等で運用しており、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部門において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

営業債務である未払金および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に事業投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は流動性リスクに晒されておりますが、営業債務と同様、月次に資金繰り計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

また借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利動向の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。現金については注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、未払金、および未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 投資有価証券487,786千円）および連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額 投資有価証券5,108千円）については記載をしておりません。

|                                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 2,482,492          | 2,482,492  | —          |
| 負債計                             | 2,482,492          | 2,482,492  | —          |

(※) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                          | 時価(千円) |           |      |           |
|-----------------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                             | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | —      | 2,482,492 | —    | 2,482,492 |
| 負債計                         | —      | 2,482,492 | —    | 2,482,492 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると

考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント       |           |            | 合計         |
|---------------|---------------|-----------|------------|------------|
|               | プロフェッショナル支援事業 | クラウドサイン事業 | 計          |            |
| 弁護士支援サービス     | 4,305,039     | —         | 4,305,039  | 4,305,039  |
| 有料会員サービス      | 572,327       | —         | 572,327    | 572,327    |
| 税理士支援サービス     | 1,476,674     | —         | 1,476,674  | 1,476,674  |
| 広告その他サービス     | 1,177,493     | 631       | 1,178,124  | 1,178,124  |
| クラウドサインサービス   | —             | 8,756,189 | 8,756,189  | 8,756,189  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 7,531,534     | 8,756,820 | 16,288,355 | 16,288,355 |
| その他の収益        | —             | —         | —          | —          |
| 外部顧客への売上高     | 7,531,534     | 8,756,820 | 16,288,355 | 16,288,355 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度(千円) |
|---------------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 2,069,578   |
| 売掛金                 |             |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 2,469,462   |
| 売掛金                 |             |
| 契約負債(期首残高)          | 850,220     |
| 前受金                 |             |
| 契約負債(期末残高)          | 853,405     |
| 前受金                 |             |

契約負債は、主に、履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、492,470千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初

に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

|         | 当連結会計年度（千円） |
|---------|-------------|
| 1年以内    | 206,398     |
| 1年超2年以内 | 134,580     |
| 2年超3年以内 | 97,347      |
| 3年超     | 56,500      |
| 合計      | 494,827     |

### （1株当たり情報に関する注記）

- 1株当たり純資産額  
311円18銭
- 1株当たり当期純利益金額  
66円68銭

### （重要な後発事象に関する注記）

（多額な資金の借入）

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において決議したミカタ少額短期保険株式会社の株式を取得するための資金として、2026年4月15日開催の取締役会において決議し、2026年4月24日付で借入を実行いたしました。

#### 1. 借入の内容

|       |             |           |           |
|-------|-------------|-----------|-----------|
| 借入先   | 三菱UFJ銀行     | 三井住友銀行    | 横浜銀行      |
| 借入金額  | 1,500,000千円 | 700,000千円 | 500,000千円 |
| 借入期間  | 10年         | 5年        | 5年        |
| 借入利率  | 基準金利＋スプレッド  |           |           |
| 借入実行日 | 2026年4月24日  |           |           |
| 返済方法  | 元金均等返済      |           |           |
| 担保の有無 | 無担保、無保証     |           |           |

（取得による企業結合）

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、株式会社日本リーガルネットワーク（以下、「日本リーガルネットワーク」）の発行済株式のすべてを取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、2026年4月2日付で当該株式を取得しております。な

お、日本リーガルネットワークはATE株式会社を完全子会社として有しているため、当該株式取得によりATE株式会社も当社の連結子会社となりました。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社日本リーガルネットワーク

事業内容 Legal Finance事業の運営

### (2) 企業結合を行った主な理由

わが国においては、日常生活の中で法的トラブルに遭遇した人のうち、実際に弁護士等の専門家へ相談に至る割合が約2割に留まる「二割司法」が深刻な社会課題となっております。法的解決を望みながらも、高額な着手金や訴訟費用といった初期費用の負担が大きな障壁となり、最終的に権利の行使を断念せざるを得ない「泣き寝入り」の状態が数多く発生しています。このような経済的理由による司法アクセスの格差を解消し、誰もが正当な権利を主張できる社会を構築することは、法的インフラを担う当社にとって極めて重要な責務であると考えております。

日本リーガルネットワークは、「Legal領域でTech／Financeを駆使して、泣き寝入りのない社会を作る」をミッションとして、トラブル発生後でも契約できる、日本初の新たな弁護士費用提供サービスを展開しております。同社のサービスは、費用面での懸念から法的手段を断念していた人々に対し、実質的な救済の道を開くものであり、当社が目指す「二割司法の解消」と極めて高い親和性を有しております。

当該企業結合を通じ、当社が有する国内最大級の顧客基盤を活用したサービスの普及加速に加え、両社の知見とAI技術の融合によるプロダクト開発および「リーガルブレイン構想」の推進など、多面的なシナジーの創出を見込んでおります。これらにより、司法アクセスのさらなる改善と、より多くの法律トラブルが解決される社会の実現を目指してまいります。

### (3) 企業結合日

2026年4月2日（みなし取得日2026年6月30日）

### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

### (5) 結合後企業の名称

変更ありません。

### (6) 取得する議決権比率

100%

### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

## 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |         |    |
|-------|----|---------|----|
| 取得の対価 | 現金 | 730,000 | 千円 |
| 取得原価  |    | 730,000 | 千円 |

### 3. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計方針

#### (1) 条件付取得対価の内容

取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。条件が成立した場合、最大40,000千円の条件付取得対価が発生する契約であり、現時点では確定しておりません。

#### (2) 会計方針

取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額およびのれんの償却額を修正することとしております。

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 3,445千円

### 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

### 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

#### (取得による企業結合)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、ミカタ少額短期保険株式会社（以下、「ミカタ」）の連結子会社化を目的として、同社の発行済株式の一部を取得することを決議し、2026年4月27日付で同社議決権の過半数を取得しております。

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ミカタ少額短期保険株式会社

事業内容 少額短期保険業及びこれに付随する業務

##### (2) 企業結合を行った主な理由

わが国においては、日常生活の中で法的トラブルに遭遇した人のうち、実際に弁護士等の専門家へ相談に至る割合が約2割に留まる「二割司法」が深刻な社会課題となっております。法的解決を望みながらも、高額な着手金や訴訟費用といった初期費用の負担が大きな障壁となり、最終的に権利の行使を断念せざるを得ない「泣き寝入り」の状態が数多く発生しています。このような経済的理由による司法アクセスの格差を解消し、誰もが正当な権利を主張できる社会を構築することは、法的インフラを担う当社にとって極めて重要な責務であると考えております。

ミカタは、2013年5月に日本初となる単独型弁護士保険の販売を開始して以来、当該市場の業界最大手として着実に業容を拡大してまいりました。既存の損害保険会社が未開拓であった新たな保険分野を切り拓くことで、司法へのアクセス環境を飛躍的に向上させ、日本の社会課題である「二割司法」の解決に深く取り組んでおります。

当該企業結合を通じ、当社の有する顧客基盤を活用した販売の加速に加え、両社の知見とAI技術の融合による新たなプロダクト機能の拡張およびリーガルブレイン構想の推進など、多面的なシナジーの創出を見込んでおります。これらにより、より多くの法律トラブルが解決される社会の実現を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2026年4月27日（みなし取得日2026年4月1日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

企業結合日時点 53%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |    |
|-------|----|-----------|----|
| 取得の対価 | 現金 | 2,788,440 | 千円 |
| <hr/> |    |           |    |
| 取得原価  |    | 2,788,440 | 千円 |

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 3,500千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,013,679</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,022,303</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,845,780         | 短 期 借 入 金              | 250,000           |
| 売 掛 金                  | 2,352,787         | 1年内返済予定の長期借入金          | 630,996           |
| 貯 蔵 品                  | 1,171             | 1年内返済予定の関係会社長期借入金      | 1,000,000         |
| 前 払 費 用                | 819,761           | 未 払 金                  | 958,508           |
| 未 収 入 金                | 2,368             | 未 払 費 用                | 90,467            |
| そ の 他                  | 64,833            | 未 払 法 人 税 等            | 347,183           |
| 貸 倒 引 当 金              | △73,023           | 未 払 消 費 税 等            | 247,554           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,706,286</b>  | 前 受 金                  | 359,452           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>104,754</b>    | 預 り 金                  | 112,805           |
| 建 物                    | 67,887            | 役 員 賞 与 引 当 金          | 24,792            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 36,866            | そ の 他                  | 544               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,424,830</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,884,296</b>  |
| の れ ん                  | 159,352           | 長 期 借 入 金              | 1,851,496         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 946,433           | 長 期 預 り 金              | 32,800            |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 275,339           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>5,906,599</b>  |
| 特 許 権                  | 36,199            | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| 商 標 権                  | 7,506             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>6,719,217</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,176,702</b>  | 資 本 金                  | 50,000            |
| 投 資 有 価 証 券            | 199,262           | 資 本 剰 余 金              | 1,206,531         |
| 関 係 会 社 株 式            | 3,352,745         | 資 本 準 備 金              | 615,383           |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 180,868           | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 591,148           |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 34,873            | 利 益 剰 余 金              | 5,470,170         |
| 長 期 前 払 費 用            | 79,971            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 5,470,170         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 363,853           | オープン/バージョン促進税制積立金      | 34,229            |
| 貸 倒 引 当 金              | △34,872           | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 5,435,940         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>12,719,965</b> | 自 己 株 式                | △7,485            |
|                        |                   | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>94,148</b>     |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>6,813,366</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>12,719,965</b> |

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 14,676,489 |
| 売 上 原 価               | 2,740,975  |
| 売 上 総 利 益             | 11,935,513 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 9,886,613  |
| 営 業 利 益               | 2,048,900  |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 4,199      |
| 受 取 手 数 料             | 4,218      |
| 助 成 金 収 入             | 1,212      |
| 雑 収 入                 | 1,181      |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 支 払 利 息               | 22,185     |
| 雑 損 失                 | 11,149     |
| 市 場 変 更 費 用           | 33,200     |
| 経 常 利 益               | 1,993,177  |
| 特 別 利 益               |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 53         |
| 特 別 損 失               |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 10,631     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 201,630    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,780,968  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 576,857    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △187,413   |
| 当 期 純 利 益             | 1,391,524  |

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本     |         |          |           |                    |           |           |
|---------------------|----------|---------|----------|-----------|--------------------|-----------|-----------|
|                     | 資本金      | 資本剰余金   |          |           | 利益剰余金              |           |           |
|                     |          | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金           |           | 利益剰余金合計   |
|                     |          |         |          |           | オープンイノベーション促進税制積立金 | 繰越利益剰余金   |           |
| 2025年4月1日残高         | 545,632  | 511,326 | —        | 511,326   | 34,669             | 4,043,976 | 4,078,646 |
| 事業年度中の変動額           |          |         |          |           |                    |           |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 104,056  | 104,056 | —        | 104,056   | —                  | —         | —         |
| 当期純利益               | —        | —       | —        | —         | —                  | 1,391,524 | 1,391,524 |
| 自己株式の処分             | —        | —       | △8,540   | △8,540    | —                  | —         | —         |
| 減資                  | △599,689 | —       | 599,689  | 599,689   | —                  | —         | —         |
| 税率変更による積立金の調整額      | —        | —       | —        | —         | △439               | 439       | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —        | —       | —        | —         | —                  | —         | —         |
| 事業年度中の変動額合計         | △495,632 | 104,056 | 591,148  | 695,205   | △439               | 1,391,964 | 1,391,524 |
| 2026年3月31日残高        | 50,000   | 615,383 | 591,148  | 1,206,531 | 34,229             | 5,435,940 | 5,470,170 |

|                             | 株主資本    |            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------|------------|--------|-----------|
|                             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |        |           |
| 2025年4月1日残高                 | △32,075 | 5,103,529  | 57,991 | 5,161,520 |
| 事業年度中の変動額                   |         |            |        |           |
| 新株の発行（新株<br>予約権の行使）         | —       | 208,113    | —      | 208,113   |
| 当期純利益                       | —       | 1,391,524  | —      | 1,391,524 |
| 自己株式の処分                     | 24,590  | 16,050     | —      | 16,050    |
| 減資                          | —       | —          | —      | —         |
| 税率変更による積<br>立金の調整額          | —       | —          | —      | —         |
| 株主資本以外の項<br>目の当期変動額<br>（純額） | —       | —          | 36,157 | 36,157    |
| 事業年度中の変動額<br>合計             | 24,590  | 1,615,688  | 36,157 | 1,651,845 |
| 2026年3月31日残高                | △7,485  | 6,719,217  | 94,148 | 6,813,366 |

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………8年～15年

工具、器具及び備品……………3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 特許権         | 8年                 |
| 商標権         | 10年                |
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年以内） |

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員および執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社はプロフェッショナル支援事業およびクラウドサイン事業を主な事業とし、プロフェッショナル支援事業では、主に法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用したサービスの提供等を行っております。また、クラウドサイン事業では、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。

##### (1) 弁護士支援サービス

主に、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」を活用した集客支援サービスを提供しております。当社は、弁護士事務所との間で締結した役務提供契約に基づく期間にわたり専用ページを掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって専用ページを掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

##### (2) 有料会員サービス

有料登録を行った会員に対して、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」に投稿されたすべての質問への弁護士回答を閲覧可能にするサービスを提供しております。当社は、有料登録を行った会員に対して、プレミアムサービス利用規約に基づく閲覧サービスを契約期間にわたり提供する義務を負っており、当該契約期間にわたって閲覧サービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

##### (3) 税理士支援サービス

主に、税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用し、税理士事務所に対して顧客を紹介することを履行義務としております。パートナー税理士と顧客が契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

##### (4) 広告その他サービス

主に、各種媒体に顧客の広告を掲載することで広告収入を得ております。当社は、顧客との契約に基づく期間にわたり広告を掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって広告を掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

##### (5) クラウドサイン

契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。当社は、クラウドサインサービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、月額サービスについてはプラン内容や提供機能に応じた月額固定金額を、従量サービスについては送信件数に単価を乗じた金額を、収益として認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却することとして

おります。

### (会計上の見積りに関する注記)

のれんの評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 159,352千円

2024年5月1日付で株式会社弁護革命の株式を取得した際に発生したものであります。加えて、2024年8月1日に子会社である株式会社弁護革命を当社を存続会社として吸収合併しております。上記ののれんの金額は、当該吸収合併を通じて貸借対照表に計上されたものであります。

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①算出方法

株式会社弁護革命を取得した際に識別したのれんは、被取得企業の超過収益力として、取得原価と被取得企業における識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。株式の取得原価は事業計画を基に、将来キャッシュ・フローの現在価値から算定された株式価値を基礎として決定しております。

##### ②主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、買収時の事業計画に基づき算出しております。当該事業計画の主要な仮定は、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もった「弁護革命」のライセンス数および割引率であり、これらの仮定を基礎にのれんの評価を行っております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

のれんの算定に用いた上記の主要な仮定については、不確実性を伴い、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合にはのれんに減損損失が発生する可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額  $\Delta 133,911$ 千円

#### 2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 164,923千円

関係会社に対する短期金銭債務 1,094,067千円

関係会社に対する長期金銭債務 32,800千円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 865,254千円

販売費及び一般管理費 432,538千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,522株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産          |            |
| 貸倒引当金           | 34,008千円   |
| 貸倒損失            | 381 //     |
| 減価償却費           | 180,774 // |
| 未払事業税           | 32,434 //  |
| 未払事業所税          | 4,230 //   |
| 資産除去債務          | 9,743 //   |
| 投資有価証券評価損       | 69,857 //  |
| 株式報酬費用          | 25,316 //  |
| 役員賞与引当金         | 7,814 //   |
| その他             | 15,044 //  |
| 繰延税金資産小計        | 379,604千円  |
| 評価性引当額          | - //       |
| 繰延税金資産合計        | 379,604千円  |
| 繰延税金負債          |            |
| オープンイノベーション促進税制 | 15,750千円   |
| 繰延税金負債合計        | 15,750千円   |
| 繰延税金資産純額        | 363,853千円  |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

| 種類   | 会社等の<br>名称または氏名             | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係  |                   | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|------|-----------------------------|----------------------------|------------|-------------------|--------------------------|--------------|-----|--------------|
|      |                             |                            | 役員の兼<br>任等 | 事業上の<br>関係        |                          |              |     |              |
| 関連会社 | SMBCクラ<br>ウドサイ<br>ン株式会<br>社 | 所有<br>直接<br>49.0%          | 1名         | 当社サー<br>ビスの提<br>供 | 当社サー<br>ビスの提<br>供<br>(注) | 859,869      | 売掛金 | 164,248      |
|      |                             |                            |            |                   | 販売手数<br>料<br>(注)         | 439,618      | 未払金 | 90,533       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの販売価格および販売手数料の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類                                         | 会社等の<br>名称または氏名            | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係  |                   | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円) |
|--------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|-------------------|--------------------------|--------------|------------|--------------|
|                                            |                            |                            | 役員の兼<br>任等 | 事業上の<br>関係        |                          |              |            |              |
| 主要株主<br>が議決権<br>の過半数<br>を所有し<br>ている会<br>社等 | 弁護士法人<br>Authense<br>法律事務所 | なし                         | 1名         | 当社サー<br>ビスの提<br>供 | 当社サー<br>ビスの提<br>供<br>(注) | 74,445       | 売掛金<br>前受金 | 7,207<br>198 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの販売価格の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

**(収益認識に関する注記)**

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額  
293円85銭
2. 1株当たり当期純利益金額  
61円43銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

連結計算書類の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

**(連結配当規制適用会社に関する注記)**

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

**(その他の注記)**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

弁護士ドットコム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大 輔  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 慎 吾  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

弁護士ドットコム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井慎吾  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

弁護士ドットコム株式会社 監査役会

|       |         |   |   |   |   |   |
|-------|---------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | (社外監査役) | 唐 | 樋 | 和 | 明 | 印 |
| 監査役   | (社外監査役) | 須 | 田 | 仁 | 之 | 印 |
| 監査役   | (社外監査役) | 阿 | 久 | 津 | 操 | 印 |

以 上

## 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットのホームページの企画作成及び運営管理</li> <li>2. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝及びマーケティングリサーチに関する業務並びに代理業務</li> <li>3. インターネットを利用した通信販売業務</li> <li>4. 通信販売業務に関する代理及び仲介業務</li> <li>5. 人材の募集に関する情報提供サービス</li> <li>6. 経営一般に関するコンサルティング業務</li> <li>7. 人材派遣業務</li> <li>8. 人材紹介業務</li> <li>9. 顧客のサービス提供の促進に関する企画立案、コンサルティング及び営業活動支援業務</li> <li>10. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツの企画、編集、制作、出版並びに販売</li> <li>11. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツにおける広告、宣伝及び代理業務</li> <li>12. 損害保険会社、その他保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理</li> <li>13. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務</li> </ol> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>14.</u> コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守管理、利用許諾及びこれらの仲介、代理業務</p> <p><u>15.</u> 電子決済システムの提供</p> <p><u>16.</u> 有価証券の取得、保有、投資及び運用</p> <p><u>17.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットのホームページの企画作成及び運営管理</li> <li>2. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝及びマーケティングリサーチに関する業務並びに代理業務</li> <li>3. インターネットを利用した通信販売業務</li> <li>4. 通信販売業務に関する代理及び仲介業務</li> <li>5. 人材の募集に関する情報提供サービス</li> <li>6. 経営一般に関するコンサルティング業務</li> <li>7. 人材派遣業務</li> <li>8. 人材紹介業務</li> <li>9. 顧客のサービス提供の促進に関する企画立案、コンサルティング及び営業活動支援業務</li> <li>10. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツの企画、編集、制作、出版並びに販売</li> <li>11. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツにおける広告、宣伝及び代理業務</li> <li>12. 損害保険会社、その他保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理</li> <li>13. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務</li> <li><u>14. 少額短期保険業その他保険業法等により少額短期保険業者が行うことができる業務</u></li> <li><u>15. 弁護士費用、訴訟費用等のファイナンス事業</u></li> <li><u>16. 保証事業</u></li> <li><u>17.</u> コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守管理、利用許諾及びこれらの仲介、代理業務</li> <li><u>18.</u> 電子決済システムの提供</li> <li><u>19.</u> 有価証券の取得、保有、投資及び運用</li> <li><u>20.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務</li> </ol> |

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | もとゑ たいちろう<br>元 榮 太一郎<br>(1975年12月14日生) | <p>2001年10月 アンダーソン・毛利法律事務所（現：アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所</p> <p>2005年1月 元榮法律事務所（現：弁護士法人Authense法律事務所）設立</p> <p>2005年7月 オーセンスグループ株式会社（現：当社）設立<br/>当社代表取締役就任</p> <p>2013年2月 弁護士法人法律事務所オーセンス（現：弁護士法人Authense法律事務所）代表社員就任（現任）</p> <p>2014年3月 TIM株式会社（現：Authense Holdings合同会社）設立<br/>代表取締役就任</p> <p>2016年7月 参議院議員</p> <p>2017年6月 当社代表取締役会長就任</p> <p>2020年9月 財務大臣政務官就任</p> <p>2021年10月 Authense Holdings株式会社（現：Authense Holdings合同会社）代表取締役（現：代表社員）就任（現任）<br/>Authense Consulting株式会社設立<br/>代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年12月 当社代表取締役会長就任<br/>参議院文教科学委員長就任</p> <p>2022年3月 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン代表取締役会長就任</p> <p>2022年6月 当社代表取締役社長就任</p> <p>2023年6月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）</p> <p>2025年6月 一般社団法人日本プロフェッショナルテック協会代表理事就任（現任）<br/>株式会社ユニバーサルスポーツジャパン会長就任（現任）</p> <p>2026年1月 Authense Capital株式会社設立<br/>代表取締役就任</p> <p>2026年2月 Authense Media株式会社設立<br/>代表取締役就任（現任）</p> <p>（現在当社代表取締役社長兼CEO）<br/>[重要な兼職の状況]<br/>弁護士法人Authense法律事務所 代表社員<br/>Authense Consulting株式会社 代表取締役<br/>一般社団法人日本プロフェッショナルテック協会 代表理事<br/>Authense Media株式会社 代表取締役</p> | 4,580,428株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2         | 澤 田 将 興<br>(1984年11月9日生) | <p>2008年4月 SBIイー・トレード証券株式会社（現：株式会社SBI証券）入社</p> <p>2013年10月 パラカ株式会社入社</p> <p>2014年3月 当社入社</p> <p>2020年7月 当社執行役員就任</p> <p>2022年6月 当社取締役執行役員就任（現任）</p> <p>2023年10月 株式会社エル・アイ・シー取締役就任<br/>株式会社E0C.com取締役就任</p> <p>2024年12月 株式会社エル・アイ・シー代表取締役就任（現任）<br/>株式会社E0C.com代表取締役就任（現任）</p> <p>2026年4月 株式会社日本リーガルネットワーク取締役就任（現任）<br/>ATE株式会社取締役就任（現任）</p> <p>（現在当社取締役執行役員）<br/>[重要な兼職の状況]<br/>株式会社エル・アイ・シー 代表取締役<br/>株式会社E0C.com 代表取締役</p>                                                                                          | 719株                |
| 3         | 石 丸 文 彦<br>(1975年5月7日生)  | <p>1999年4月 株式会社ジャフコ（現：ジャフコ グループ株式会社）入社</p> <p>2001年10月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメンツ入社</p> <p>2003年7月 株式会社カカコム入社</p> <p>2005年6月 スパークス・グループ株式会社入社</p> <p>2010年4月 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ（現：株式会社サイバーエージェント・キャピタル）入社</p> <p>2012年1月 株式会社デジタルガレージ執行役員就任</p> <p>2012年6月 株式会社DGインキュベーション（現：株式会社DGベンチャーズ）取締役就任</p> <p>2012年7月 当社取締役就任</p> <p>2013年9月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2014年7月 株式会社DGインキュベーション（現：株式会社DGベンチャーズ）取締役COO就任</p> <p>2015年6月 株式会社アコード・ベンチャーズ設立<br/>代表取締役就任（現任）</p> <p>（現在当社取締役）<br/>[重要な兼職の状況]<br/>株式会社アコード・ベンチャーズ 代表取締役</p> | 3,500株              |
| 4         | 村 上 敦 浩<br>(1975年1月9日生)  | <p>1998年5月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現：アクセンチュア株式会社）入社</p> <p>2002年10月 株式会社アロウズコンサルティング（現：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社）入社</p> <p>2004年10月 株式会社カカコム入社</p> <p>2012年6月 同社取締役就任</p> <p>2014年8月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2019年7月 株式会社カカコム取締役執行役員就任</p> <p>2024年4月 同社代表取締役就任（現任）</p> <p>（現在当社取締役）<br/>[重要な兼職の状況]<br/>株式会社カカコム 代表取締役</p>                                                                                                                                                                                                      | -株                  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                      |                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5         | うえのやま か つ や<br>上野山 勝 也<br>(1982年7月18日生) | 2007年4月                                                                                  | 株式会社ボストンコンサルティンググループ<br>(現：ボストン・コンサルティング・グループ<br>合同会社) 入社        | -株                  |
|           |                                         | 2012年10月                                                                                 | 株式会社AppReSearch (現：株式会社PKSHA<br>Technology) 設立 取締役就任             |                     |
|           |                                         | 2014年4月                                                                                  | 東京大学消費インテリジェンス寄付講座特任<br>助教就任                                     |                     |
|           |                                         | 2016年6月                                                                                  | 株式会社PKSHA Technology代表取締役就任<br>(現任)                              |                     |
|           |                                         | 2019年7月                                                                                  | 株式会社アイテック取締役就任 (現任)                                              |                     |
|           |                                         | 2021年6月                                                                                  | 株式会社アシリレラ (現：株式会社PKSHA<br>Associates) 取締役就任 (現任)<br>当社取締役就任 (現任) |                     |
|           |                                         | 2023年10月                                                                                 | デジタル庁参与就任 (現任)                                                   |                     |
|           |                                         | 2024年5月                                                                                  | 株式会社トライアンプ取締役就任 (現任)                                             |                     |
|           |                                         | 2025年3月                                                                                  | スマートニュース株式会社取締役就任 (現<br>任)                                       |                     |
|           |                                         | 2025年6月                                                                                  | 防衛省参与就任 (現任)                                                     |                     |
|           |                                         | (現在当社取締役)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社PKSHA Technology 代表取締役                                    |                                                                  |                     |
| 6         | しおの のりこ<br>塩 野 紀 子<br>(1960年10月18日生)    | 1983年8月                                                                                  | 日本ニューメディア株式会社入社                                                  | 1,528株              |
|           |                                         | 2001年3月                                                                                  | ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入<br>社                                        |                     |
|           |                                         | 2002年10月                                                                                 | 同社マーケティング&セールスバイスプレジ<br>デント就任                                    |                     |
|           |                                         | 2010年3月                                                                                  | エスエス製薬株式会社代表取締役社長就任                                              |                     |
|           |                                         | 2014年1月                                                                                  | 株式会社コナミススポーツ&ライフ(現：コナ<br>ミススポーツ株式会社)代表取締役社長就任                    |                     |
|           |                                         | 2016年5月                                                                                  | 同社取締役会長就任                                                        |                     |
|           |                                         | 2017年10月                                                                                 | ワイデックス株式会社(現：WS オーディオ<br>ロジージャパン) 代表取締役社長就任                      |                     |
|           |                                         | 2020年3月                                                                                  | キリンホールディングス株式会社取締役就任<br>(現任)                                     |                     |
|           |                                         | 2024年6月                                                                                  | 当社取締役就任 (現任)<br>日本郵政株式会社取締役就任 (現任)                               |                     |
|           |                                         | 2026年5月                                                                                  | J. フロント リテイリング株式会社取締役<br>就任 (現任)                                 |                     |
|           |                                         | (現在当社取締役)<br>[重要な兼職の状況]<br>キリンホールディングス株式会社 取締役<br>日本郵政株式会社 取締役<br>J. フロント リテイリング株式会社 取締役 |                                                                  |                     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 7※        | なかむら うえ<br>中 村 利 江<br>(1964年12月16日生) | 1988年4月 株式会社リクルート入社<br>1998年1月 株式会社ハークスレイ入社<br>2001年3月 株式会社キトプランニング代表取締役就任<br>(現任)<br>2001年7月 夢の街創造委員会株式会社(現：株式会社出前館)取締役就任<br>2002年1月 同社代表取締役社長就任<br>2009年12月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社CHRO就任<br>2010年6月 同社取締役就任<br>株式会社富士山マガジンスervice取締役就任<br>2011年3月 株式会社オプト(現：株式会社デジタルホールディングス) 取締役 就任<br>2011年11月 夢の街創造委員会株式会社(現：株式会社出前館)取締役会長就任<br>2012年11月 同社代表取締役社長就任<br>2021年4月 株式会社日本M&Aセンター(現：株式会社日本M&Aセンターホールディングス) 専務執行役員CCO就任<br>2021年8月 レオス・キャピタルワークス株式会社取締役就任<br>2022年3月 エムスリー株式会社執行役員就任<br>エムスリーソリューションズ株式会社代表取締役社長就任<br>2022年6月 エムスリー株式会社取締役就任(現任)<br>2025年4月 関西大学ビジネスデータサイエンス学部客員教授就任(現任)<br>エムスリーソリューションズ株式会社代表取締役会長就任(現任)<br><div> <div>【重要な兼職の状況】</div> <div>株式会社キトプランニング 代表取締役</div> <div>エムスリー株式会社 取締役</div> <div>エムスリーソリューションズ株式会社 代表取締役会長</div> </div> | 一株                  |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 元榮太郎氏は、弁護士法人Authense法律事務所の代表社員であり、当社と同法人との取引関係は、当社による同法人のサービス利用、同法人による当社の弁護士支援サービス、クラウドサイン、および広告その他サービスの利用、ならびに広報業務における相互協力であります。同氏は、Authense Consulting株式会社の代表取締役であり、当社と同社との取引関係は、当社による当社のクラウドサインの利用であります。
- その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 元榮太郎氏は、当社の親会社等に該当いたします。
4. 石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏、塩野紀子氏および中村利江氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏、塩野紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、中村利江氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 石丸文彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。
- 村上敦浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のコンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。

上野山勝也氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の事業会社における経営経験および専門知識に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。

塩野紀子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる事業会社における経営経験およびマーケティングに関する深い知見に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。

中村利江氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる事業会社における経営経験および営業組織の構築経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

6. 石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏および塩野紀子氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ12年9ヶ月、11年10ヵ月、5年および2年であります。
7. 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第29条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏および塩野紀子氏と責任限定契約を締結しております。石丸文彦氏、村上敦浩氏、上野山勝也氏および塩野紀子氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、中村利江氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 各候補者の所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれております。

# (ご参考) 取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成およびその有する主な専門性や経験は次のとおりとなります。

| 氏名<br>属性              | 企業経営 | テクノロジー | セールス・マーケティング | 法務・コンプライアンス | 財務・会計・IR | 投資・M&A | ESG |
|-----------------------|------|--------|--------------|-------------|----------|--------|-----|
| 元榮 太一郎<br>代表取締役社長兼CEO | ○    |        | ○            | ○           |          |        | ○   |
| 澤田 将興<br>取締役執行役員      |      |        |              | ○           | ○        | ○      | ○   |
| 石丸 文彦<br>独立社外取締役      | ○    |        |              |             | ○        | ○      | ○   |
| 村上 敦浩<br>独立社外取締役      | ○    | ○      | ○            |             |          | ○      |     |
| 上野山 勝也<br>独立社外取締役     | ○    | ○      |              |             |          |        |     |
| 塩野 紀子<br>独立社外取締役      | ○    |        | ○            |             |          |        | ○   |
| 中村 利江<br>独立社外取締役      | ○    |        | ○            |             |          | ○      |     |

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1※        | なかにし きとし<br>中西 悟 司<br>(1968年6月27日生) | 1991年4月 キヤノン販売株式会社(現:キヤノンマーケ<br>ティングジャパン株式会社)入社<br>2018年7月 キヤノンシステムアンドサポート株式会社監<br>査室長就任<br>2022年4月 当社入社<br>2022年6月 当社内部監査室長就任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7株                  |
| 2         | すだ きみゆき<br>須田 仁 之<br>(1973年7月21日生)  | 1996年4月 イマジニア株式会社入社<br>1997年10月 ジェイ・スカイ・ビー株式会社<br>(現:スカパーJSAT株式会社)入社<br>1999年8月 株式会社デジタルクラブ(現:ブロードメデ<br>ィア株式会社)入社<br>2002年10月 株式会社アエリア取締役就任<br>2013年2月 当社監査役就任(現任)<br>2015年11月 株式会社グッドバッチ監査役就任<br>2016年11月 カバー株式会社取締役就任(現任)<br>2017年12月 and factory株式会社取締役就任<br>2019年9月 株式会社フクロウラボ監査役就任(現任)<br>2021年3月 株式会社Techouse取締役就任(現任)<br>(現在当社監査役)<br>[重要な兼職の状況]<br>カバー株式会社 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                  | 30,100株             |
| 3※        | おおば たかひこ<br>大庭 崇 彦<br>(1981年4月30日生) | 2006年12月 有限責任監査法人トーマツ入所<br>2011年5月 大庭崇彦公認会計士事務所所長就任(現任)<br>2011年10月 株式会社Bridge(現:ブリッジコンサルティ<br>ンググループ株式会社) 代表取締役COO就任<br>2021年1月 株式会社テトラワークス代表取締役就任(現<br>任)<br>2021年3月 コロンビア・ワークス株式会社監査役就任<br>南富士有限責任監査法人グループ理事長就任<br>(現任)<br>2022年1月 株式会社ユナイテッド・フロント・パート<br>ナーズ取締役(監査等委員)就任(現任)<br>2022年3月 コロンビア・ワークス株式会社取締役(監<br>査等委員) 就任(現任)<br>2022年11月 ケイティケイ株式会社取締役(監査等委員)<br>就任(現任)<br>2023年1月 株式会社ハンモック監査役就任(現任)<br>2024年8月 株式会社IKホールディングス取締役(監査等<br>委員)就任(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>大庭崇彦公認会計士事務所 所長<br>株式会社テトラワークス 代表取締役<br>コロンビア・ワークス株式会社 取締役(監査等委員)<br>ケイティケイ株式会社 取締役(監査等委員)<br>南富士有限責任監査法人グループ 理事長<br>株式会社ハンモック 監査役<br>株式会社IKホールディングス 取締役(監査等委員) | -株                  |

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 監査役候補者須田仁之氏および大庭崇彦氏は社外監査役候補者であります。
  4. 当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第39条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在須田仁之氏と責任限定契約を締結しております。須田仁之氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、大庭崇彦氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  5. 須田仁之氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社で培った豊富な知識や経験および経営に対する高い見識を活かして当社の監査業務に従事していただいたことで、在任期間中に当社の監査体制がさらに強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。  
大庭崇彦氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社における豊富な役員経験に加え、公認会計士として有する財務および会計に関する高い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
  6. 須田仁之氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してから年数は、本総会終結の時をもって、13年4ヶ月であります。
  7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役の報酬等の額改定の件

監査役の報酬額は、2013年9月25日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内とご承認いただき今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化やコーポレートガバナンス強化の観点から、監査役の責務や期待される役割が増大していることなどを考慮するとともに、今後も優秀な人材の維持・確保ができるよう、監査役の報酬額を年額30,000千円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役は2名）となります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン・カンファレンス（ミッドタウン・タワー4階）Room7

※ミッドタウン・イーストの東京ミッドタウン・ホールとは異なりますのでご注意ください

電話 03-3475-3103 (平日9:00~18:00)

※株主総会はインターネットにてライブ配信いたします



**地下鉄をご利用の場合** 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- ・東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分
- ・東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」1番出口より徒歩約10分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください

